

平成24年7月6日  
第2400号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

**規 則**

- 理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則（31・生活衛生課）……………1
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（32・建築住宅課）……………2

**告 示**

- 保安林予定森林の指定通知（356～363・森林整備課）……………4
- 公共測量実施の通知（364、365・建設政策課）……………7
- 建設業の許可の取消し（366・秋田地域振興局総務企画部）……………8
- 道路区域の変更及び供用開始（367・仙北地域振興局建設部）……………8

**公 告**

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………9
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……………9

**公安委員会規則**

- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（5・警務課）……………9
- 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（6・交通企画課）……………9

**収用委員会告示**

- 収用の裁決手続の開始の決定（1～4）……………10
- 土地収用事件の審理の開始（5～8）……………19

**収用委員会の公示による通知**

- 土地収用事件の審理の開始の公示による通知 3件……………20

**その他**

- 秋田県市町村職員共済組合公告……………20

## 規 則

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第三十一号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

（理容師法施行細則の一部改正）

**第一条** 理容師法施行細則（昭和三十三年秋田県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「法」という。）」を削り、「法に」を「理容師法」に改める。

第三条及び第四条を削る。

第二条中「法」を「理容師法」に改め、「ときは、」の下に「別記様式による」を加え、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（様式）

**第一条** 次に掲げる書類は、別に定める様式によるものとする。

- 一 省令第十九条第一項の届出書
- 二 省令第二十一条第一項の届出書
- 三 省令第二十一条第二項第二号の同意書
- 四 省令第二十二条第一項の届出書
- 五 省令第二十二条の二第一項の届出書

（理容所の変更等の届出）

**第二条** 省令第二十条の届出書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 二 理容所の名称

三 変更した内容、理由及び年月日

2 理容師法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

一 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

二 理容所の名称

三 廃止した理由及び年月日

（美容師法施行細則の一部改正）

**第二条** 美容師法施行細則（昭和三十二年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「法」という。）」を削り、「法に」を「美容師法」に改める。

第三条及び第四条を削る。

第二条中「法」を「美容師法」に改め、「ときは、」の下に「別記様式による」を加え、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（様式）

**第二条** 次に掲げる書類は、別に定める様式によるものとする。

一 省令第十九条第一項の届出書

二 省令第二十一条第一項の届出書

三 省令第二十一条第二項第二号の同意書

四 省令第二十二条第一項の届出書

五 省令第二十二条の二第一項の届出書

（美容所の変更等の届出）

**第三条** 省令第二十條の届出書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

二 美容所の名称

三 変更した内容、理由及び年月日

2 美容師法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。

一 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

二 美容所の名称

三 廃止した理由及び年月日

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則及び衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正）

2 次に掲げる規則の規定中「第二条」を「第四条」に改める。

一 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則（平成十六年秋田県規則第七十五号）第二条の表第三号及び第四号

二 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十二年秋田県規則第十一号）別表第三十八号の五及び第四十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

秋田県知事 佐竹 敬 久

#### 秋田県規則第三十二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和三十五年秋田県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「様式第一号による二級建築士（木造建築士）免許申請書に次に掲げる書類を添えて、これ」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に改め、同条各号を次のように改める。

一 申請者の氏名、住所、生年月日及び性別

二 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月日及び合格番号（外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許年月日）

三 法第七条各号及び第八条各号に該当する事由の有無

第一条に次の一項を加える。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び写真を添えなければならない。
- 一 戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が定める書類。以下「戸籍謄本等」という。）
  - 二 法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）
  - 三 申請前六月以内に無帽で上半身を正面から撮影した無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）
  - 四 法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者にあつては、外国の建築士免許証の写し
- 第二条第一項中「様式第二号」を「様式第一号」に、「様式第二号の二」を「様式第二号」に改める。
- 第四条第一項中「様式第三号による二級建築士（木造建築士）住所等届出書」を「別に定める様式による届出書」に改め、同条第二項中「様式第四号による二級建築士（木造建築士）住所等変更届出書」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 届出者の氏名及び住所
  - 二 登録番号及び登録年月日
  - 三 変更した事項、理由及び年月日
- 第四条第三項中「戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、登録原票記載事項証明書）」を「戸籍謄本等」に改める。
- 第五条第二項中「様式第四号の二による二級建築士（木造建築士）免許証書換え交付申請書に次に掲げる書類」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に当該免許証及び免許証用写真」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 申請者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 登録番号及び登録年月日
  - 三 変更した事項、理由及び年月日
- 第六条第一項中「様式第五号による二級建築士（木造建築士）免許証再交付申請書に様式第一号の二による建築士免許証写真票」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書に免許証用写真」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 申請者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 登録番号及び登録年月日
  - 三 再交付申請の理由
- 第六条第四項中「様式第六号による二級建築士（木造建築士）免許証返納書」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 届出者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 登録番号及び登録年月日
  - 三 免許証の再交付を受けた場合にあつては、その年月日
- 第七条第一項中「様式第七号による二級建築士（木造建築士）死亡等届出書」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 届出者の氏名及び住所
  - 二 二級建築士又は木造建築士の氏名、生年月日及び性別
  - 三 登録番号及び登録年月日
  - 四 届出に係る事由及びその事由が生じた年月日
- 第七条第二項第二号中「戸籍謄本又は戸籍抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、登録原票記載事項証明書）」を「戸籍謄本等」に改め、同条第三項中「失踪」を「失踪」に、「外国人登録法第十二条第三項の規定により死亡した外国人の登録証明書を返納する義務がある者」を「知事が定める者」に、「様式第七号による二級建築士（木造建築士）死亡等届出書に次に掲げる書類」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書に当該二級建築士又は木造建築士の免許証及び戸籍謄本等」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 届出者の氏名及び住所
  - 二 二級建築士又は木造建築士の氏名、生年月日及び性別
  - 三 登録番号及び登録年月日
  - 四 届出に係る事由及びその事由が生じた年月日
- 第八条第一項中「様式第八号による二級建築士（木造建築士）免許取消し申請書」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 申請者の氏名、住所及び生年月日

一 登録番号及び登録年月日

二 申請の原因及びその原因が生じた年月日

第八条第三項中「様式第六号による二級建築士（木造建築士）免許証返納書」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 届出者の氏名、住所及び生年月日

二 登録番号及び登録年月日

第八条第四項中「様式第六号による二級建築士（木造建築士）免許証返納書」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 届出者の氏名、住所及び生年月日

二 登録番号及び登録年月日

第十五条第一項第二号中「様式第九号による建築実務経歴書及び当該書面」を「建築に関する業務に従事した期間及びその内容並びに当該期間に係る勤務先及びその所在地を記載した別に定める様式による書類並びに当該書類」に、「建築実務の経験」を「事項」に改める。

第二十五条中「様式第十号による変更届」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 届出者の氏名及び住所

二 建築士事務所の名称及び所在地

三 建築士事務所の登録番号及び登録年月日

四 変更した事項

第二十五条に次の一項を加える。

2 前項の届出書には、その変更の事実を証する書類を添えなければならない。

第二十六条中「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「に掲げる事項を記載した別に定める様式による」に改め、同条各号を次のように改める。

一 届出者の氏名及び住所

二 建築士事務所の開設者の氏名

三 建築士事務所の名称及び所在地

四 管理建築士の氏名

五 建築士事務所の登録番号及び登録年月日

六 届出に係る事由及びその事由が生じた年月日

第二十七条中「返納書」を削る。

様式第一号及び様式第一号の二を削り、様式第二号を様式第一号とし、様式第二号の二を様式第二号とし、様式第三号から様式第十四号までを削る。

#### 附 則

この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第356号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

由利本荘市鳥海町上笹子字葎沢50の17（次の図に示す部分に限る。）、52の2、56の1、58、59、63

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字葎沢50の17・52の2・56の1・58・59・63（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第357号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所  
由利本荘市鳥海町上笹子字石高16

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石高16（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第358号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

能代市二ツ井町仁鮎字七折91、134の4、134の6から134の15まで、134の28から134の30まで、134の32、134の115、134の116、134の136から134の139まで、139、140の2、140の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字七折134の15・134の136・134の139（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、山本地域振興局農林部並びに能代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第359号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

秋田市雄和碓田字段ノ前112の2、由利本荘市鳥海町猿倉字宮ノ沢14

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部、由利地域振興局農林部並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第360号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

仙北市西木町松木内字畑中451の47、451の48、451の50、451の51、451の53、451の55、451の57から451の59まで、451の68、451の93、453の13、453の16から453の19まで、453の21から453の34まで、453の36、453の38、453の40から453の42まで、453の45から453の48まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑中451の51・451の93・453の18・453の19・453の22・453の25から453の27まで・453の29（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、仙北地域振興局農林部並びに仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第361号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

にかほ市象潟町横岡字横通り1、2の1、2の2、字田ノ上1の1（次の図に示す部分に限る。）、2の2、7、8、10、12、13の1、13の2、字入り4、37の1、37の2、38の1、43の1、44

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字入り4・43の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部並びににかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第362号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
雄勝郡東成瀬村田子内字金山77の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部並びに東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第363号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北秋田市浦田字寺ノ下113、字石倉坂219の1、字横落90から92まで、字稻荷沢20から23まで、25から27まで、28の1、31の1、33の1、33の2、35の1から35の7まで、37から39まで、字沼ノ岱23の3、24、字五郎助33の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寺ノ下113・字横落92・字稻荷沢20・21・25・28の1・35の1・38・39・字沼ノ岱23の3・字五郎助33の1  
(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部並びに北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 秋田県告示第364号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり由利本荘市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業を行う地域  
由利本荘市大町他地内
- 3 作業を行う期間

平成24年6月29日から同年7月31日まで

### 秋田県告示第365号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類  
公共測量（街区基準点等の座標補正による検証測量）
- 2 作業を行う地域  
秋田市D I D（人口集中地区）の一部
- 3 作業を行う期間  
平成24年7月9日から同年8月31日まで

### 秋田県告示第366号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年6月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社秋田住宅流通センター  
秋田市山王新町1番29号  
代表取締役 北 嶋 末 治  
秋田県知事許可（般-23）第80943号
- 3 処分の内容  
土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年6月27日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

### 秋田県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	神岡南外 東由利線	大仙市南外字小出428番3から字赤平台野50番1まで	6.00~9.40	1.076
	新	神岡南外 東由利線	〃	9.20~18.40	1.076

- 2 供用開始の期日 平成24年7月6日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成24年7月6日から同月19日まで



## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 申請のあった年月日

平成24年6月21日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきたスギッチファンド

## 3 代表者の氏名

菅 原 展 子

## 4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市

## 5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県内において地域課題の解決をめざすNPO等の市民活動団体に対して、市民、企業をはじめとする民間団体および行政の拠出資金を容易に提供できるシステムを構築するとともにそれぞれの活動の相談・コンサルティングを行う。

またNPO等の市民活動団体の事業や組織運営を支援することで、市民や他のセクターとの協働による地域課題の解決がより活発化し、市民自らが社会的問題解決の当事者であり支援者であるという意識の醸成を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更内容

- (1) 特定非営利活動の種類
- (2) 役員の職務
- (3) 総会の権能
- (4) 総会の開催
- (5) 理事会の開催
- (6) 定款の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市西木土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

仙北市西木町門屋字屋敷田26番地

佐 藤 清 太 郎

## 公 安 委 員 会 規 則

## 秋田県公安委員会規則第5号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条警備第一課の項第3号中エを削り、オをエとし、エの次に次のように加える。

オ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する罪

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

## 秋田県公安委員会規則第6号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月6日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項第1号を次のように改める。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

## 収 用 員 会 告 示

## 秋田県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 起業者の名称

秋田県 代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 2 事業の種類

県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)
		公募	現況	登記簿上	実測	
秋田県秋田市下新城野字琵琶沼	318番	宅地	宅地	1,044.73	1,045.27	23.55

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は秋田県建設部建設政策課に備え置いて縦覧に供する。)

## 4 土地所有者の氏名及び住所

児玉 尚光

住民登録の住所 京都府京都市右京区鳴滝嵯峨園町17番地1 鳴滝パークホームズ102号

居所と思われる場所 秋田県潟上市天王字中分水45番23

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

有限会社 杉本自動車 代表取締役 杉本 英一

秋田県秋田市飯島字寄進田93番地3

賃借権

## 6 裁決手続の開始を決定した日

平成24年6月22日

## 秋田県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 起業者の名称

秋田県 代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 2 事業の種類

県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)
		公募	現況	登記簿上	実測	
秋田県秋田市下新城野字琵琶沼	322番1	墓地	墓地	185	187.41	17.83

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は秋田県建設部建設政策課に備え置いて縦覧に供

する。)

#### 4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 土地所有者は次のとおりである。

##### ア 共有持分560分の516の土地の所有権の登記名義人

中 泉 肇	持分	280分の1	宮城県仙台市泉区桂二丁目10番地の5
森 智 美	持分	280分の1	神奈川県藤沢市石川一丁目12番地の9
中 泉 尚 美	持分	280分の1	宮城県仙台市泉区桂二丁目10番地の5
中泉 作右衛門	持分	280分の1	秋田県潟上市天王字長沼14番地
中 泉 衛	持分	280分の1	秋田県潟上市天王字長沼31番地
中 島 雅 子	持分	280分の1	秋田県秋田市下新城野字屋越123番地
中 泉 和 子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字前谷地259番地
中 川 昇	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字琵琶沼247番地1
長谷川 賢 一	持分	40分の1	宮城県多賀城市高崎三丁目17番7号セジュール夢蔵202号
中 川 匠	持分	40分の1	東京都八王子市大和田町五丁目30番21-503号
中 田 貞 子	持分	40分の1	秋田県潟上市天王字追分66番地
中 川 茂 孝	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西82番地1
斉 藤 イ ネ	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字前谷地261番地
鎌 田 兼 久	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島新町二丁目16番19号
長谷川 清悦郎	持分	40分の1	秋田県潟上市天王字追分西4番
宇佐美 豹一郎	持分	40分の1	神奈川県横浜市泉区和泉町4504番地の1
中 川 清 春	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西82番地2
中 泉 好 子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西14番地1
中 川 富貴子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西1番地2
柏 谷 政 治	持分	40分の1	北海道恵庭市相生町214番地1
中 川 亘	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島新町二丁目3番17号
柏 谷 勝 雄	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城笠岡字川向28番地特別養護老人ホーム金寿園
長谷川 幸太郎	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西53番地
関 口 智	持分	40分の1	秋田県秋田市牛島字東潟敷518番地
中 川 誠	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地88
中 川 シ ス	持分	40分の1	秋田県秋田市上新城道川字深川113番地2
千 葉 スゲ子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西241番地189
三 井 晴 雄	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西92番地16
藤 原 正 三	持分	40分の1	秋田県秋田市金足追分字海老穴127番地
渡 邊 隆	持分	40分の1	東京都大田区北糀谷1丁目1番16-305号
鎌 田 芳 春	持分	40分の1	岐阜県岐阜市加納本町7丁目36番地
中 田 キヨエ	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島長野本町2番1号
中 川 忠 義	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字琵琶沼263番地5
柏 谷 吉 廣	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字琵琶沼292番地内
柏 谷 作三郎	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西52番地
中 川 克 巳	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西86番地1
竹 澤 罔 光	持分	80分の1	秋田県潟上市天王字追分西5番地6
近 藤 キンコ	持分	80分の1	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2077番地1
中 泉 金 一	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西80番地
中 川 聡	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西89番地76
中 川 繁 夫	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字前谷地258番地
中 川 得 夫	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西46番地
渋谷 豊 悦	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城野字街道端西13番地

イ 共有持分560分の44の土地所有者は①～④のとおりである。

①持分560分の2の土地の所有権の登記名義人中泉鶴雄の相続人

中泉 作右衛門 持分 560分の1 秋田県潟上市天王字長沼14番地

中泉 衛 持分 560分の1 秋田県潟上市天王字長沼31番地

②持分560分の14の土地の所有権の登記名義人鎌田宇兵衛の相続人

鎌 田 光 博 持分 1,600分の1 秋田県秋田市土崎港中央三丁目11番22号

柳 原 ケイ子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市茨島四丁目4番14号

船 木 博 子	持分 1,600分の1	秋田県秋田市濁川字蟹子沢86番地2
長 野 姫 子	持分 1,600分の1	北海道札幌市豊平区美園5条二丁目1番20-1103号
栗 田 由 貴	持分 400分の1	福島県いわき市鹿島町米田字塙22番地の58
鎌 田 美 智	持分 800分の1	秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号
鎌 田 博 臣	持分 2,400分の1	秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号
鎌 田 敏 彦	持分 2,400分の1	(住民登録の住所) 秋田県秋田市川尻上野町5番8号 (居所) 秋田県秋田市広面字大巻1番地1コーポミサワ6号
鎌 田 守	持分 2,400分の1	神奈川県平塚市公所313番地の20
鎌 田 正 光	持分 400分の1	秋田県秋田市土崎港東二丁目17番10号
加賀谷 武 美	持分 600分の1	東京都葛飾区東新小岩六丁目5番19号サカイハイッ103
加賀谷 次 男	持分 600分の1	秋田県秋田市将軍野南五丁目11番11号
加賀谷 昇	持分 600分の1	千葉県山武郡大網白里町みずほ台三丁目18番地2
佐々木 定 夫	持分 1,000分の1	北海道函館市宇賀浦町2番16号
網 本 美津子	持分 1,000分の1	北海道函館市松川町21番15号
伊 瀬 俊 子	持分 3,000分の1	長崎県長崎市鍛冶屋町7番50号
高 淳 子	持分 3,000分の1	埼玉県越谷市赤山町三丁目280番地10
伊 瀬 文 彦	持分 3,000分の1	北海道札幌市中央区南12条西23丁目1番1-405号
中 村 マ キ	持分 1,000分の1	北海道函館市宇賀浦町11番14号
佐々木 敏 敬	持分 1,000分の1	(住民登録の住所) 神奈川県川崎市川崎区大島三丁目9番7号ファミリーユ中村101 (居所) 神奈川県横浜市緑区新治町550ホレストピアC-201西畑道様方

## (亡) 鎌田ハル子の相続財産

持分 200分の1 相続人不存在により土地所有者不明。最後に住民登録された住所は、秋田県秋田市寺内後城6番41号

## ③持分560分の14の土地の所有権の登記名義人鎌田兼吉の相続人

鎌 田 光 博	持分 1,600分の1	秋田県秋田市土崎港中央三丁目11番22号
柳 原 ケイ子	持分 1,600分の1	秋田県秋田市茨島四丁目4番14号
船 木 博 子	持分 1,600分の1	秋田県秋田市濁川字蟹子沢86番地2
長 野 姫 子	持分 1,600分の1	北海道札幌市豊平区美園5条二丁目1番20-1103号
栗 田 由 貴	持分 400分の1	福島県いわき市鹿島町米田字塙22番地の58
鎌 田 美 智	持分 800分の1	秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号
鎌 田 博 臣	持分 2,400分の1	秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号
鎌 田 敏 彦	持分 2,400分の1	(住民登録の住所) 秋田県秋田市川尻上野町5番8号 (居所) 秋田県秋田市広面字大巻1番地1コーポミサワ6号
鎌 田 守	持分 2,400分の1	神奈川県平塚市公所313番地の20
鎌 田 正 光	持分 400分の1	秋田県秋田市土崎港東二丁目17番10号
加賀谷 武 美	持分 600分の1	東京都葛飾区東新小岩六丁目5番19号サカイハイッ103
加賀谷 次 男	持分 600分の1	秋田県秋田市将軍野南五丁目11番11号
加賀谷 昇	持分 600分の1	千葉県山武郡大網白里町みずほ台三丁目18番地2
佐々木 定 夫	持分 1,000分の1	北海道函館市宇賀浦町2番16号
網 本 美津子	持分 1,000分の1	北海道函館市松川町21番15号
伊 瀬 俊 子	持分 3,000分の1	長崎県長崎市鍛冶屋町7番50号
高 淳 子	持分 3,000分の1	埼玉県越谷市赤山町三丁目280番地10
伊 瀬 文 彦	持分 3,000分の1	北海道札幌市中央区南12条西23丁目1番1-405号
中 村 マ キ	持分 1,000分の1	北海道函館市宇賀浦町11番14号
佐々木 敏 敬	持分 1,000分の1	(住民登録の住所) 神奈川県川崎市川崎区大島三丁目9番7号ファミリーユ中村101 (居所) 神奈川県横浜市緑区新治町550ホレストピアC-201西畑道様方

## (亡) 鎌田ハル子の相続財産

持分 200分の1 相続人不存在により土地所有者不明。最後に住民登録された住所は、秋田県秋田市寺内後城6番41号

## ④持分560分の14の土地の所有権の登記名義人柏谷由藏の相続人

田 村 和 子	持分 1,920分の1	東京都多摩市和田722番地の5
松 村 ゆかり	持分 3,840分の1	東京都多摩市和田722番地の5

- 渡 邊 広 信 持分 7,680分の1 (本籍) 東京都府中市日新町三丁目9番地15  
(居所) 山形県山形市あけぼの二丁目1-1
- 渡 邊 剣 太 持分15,360分の1 千葉県千葉市若葉区原町94番地フェニックスC203号
- 渡 邊 歩 惟 持分15,360分の1 (住民登録の住所) 東京都中野区本町五丁目5番1号モジュール中野新橋ウエスト201  
(居所) 東京都新宿区百人町1-15-2ビルーム新宿409号室
- 田 村 カ ノ 持分 1,920分の1 千葉県千葉市稲毛区小深町101番地の16
- 田 村 いづみ 持分 5,760分の1 千葉県千葉市稲毛区小深町101番地の16
- 伊 師 順 子 持分 5,760分の1 千葉県佐倉市井野1583番地1 ネオハイツ勝田台212号
- 田 村 忠 義 持分 5,760分の1 千葉県船橋市三咲二丁目10番5-205号
- 田 村 美音子 持分 1,920分の1 東京都八王子市上野町10番地1
- 田 村 和 彦 持分 1,920分の1 東京都八王子市上野町10番地1
- 田 村 富士夫 持分 960分の1 栃木県下野市薬師寺3322番地54
- 佐 竹 百合子 持分 960分の1 東京都あきる野市小川東三丁目4番地4
- 松 本 政 晴 持分 960分の1 神奈川県秦野市東田原200番地の147
- 柏 谷 京 子 持分 1,440分の4 秋田県秋田市下新城野字街道端西74番地2
- 柏 谷 金 雄 持分 1,440分の5 秋田県秋田市下新城野字街道端西74番地2
- 佐々木 カヨ子 持分 480分の1 秋田県秋田市將軍野向山10番21号
- 柏 谷 廣 孝 持分 480分の1 秋田県潟上市天王字追分西6番地
- 柏 谷 悟 志 持分 480分の1 秋田県秋田市南通築地4番9号アークシティ築地第1507号
- 石 川 タ マ 持分 160分の1 秋田県秋田市下新城岩城字右馬之丞211番地2
- 5 裁決手続の開始を決定した日  
平成24年6月22日

## 秋田県収用委員会告示第3号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。  
平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 起業者の名称  
秋田県 代表者 秋田県知事 佐竹 敬久
- 2 事業の種類  
県道秋田天王線改築工事(秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内)及びこれに伴う一般国道7号交差点工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
		公募	現況	登記簿上	実測	
秋田県秋田市下新城野字琵琶沼	322番2	雑種地	雑種地	99	94.66	38.03

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は秋田県建設部建設政策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
土地所有者は不明。  
ただし、(1)、(2)又は(3)のいずれかである。

(1) 土地所有者は次のとおりである。

ア共有持分560分の516の土地の所有権の登記名義人

- 中 泉 肇 持分 280分の1 宮城県仙台市泉区桂二丁目10番地の5
- 森 智 美 持分 280分の1 神奈川県藤沢市石川一丁目12番地の9
- 中 泉 尚 美 持分 280分の1 宮城県仙台市泉区桂二丁目10番地の5
- 中泉 作右衛門 持分 280分の1 秋田県潟上市天王字長沼14番地
- 中 泉 衛 持分 280分の1 秋田県潟上市天王字長沼31番地
- 中 島 雅 子 持分 280分の1 秋田県秋田市下新城野字屋越123番地
- 中 泉 和 子 持分 40分の1 秋田県秋田市下新城野字前谷地259番地
- 中 川 昇 持分 40分の1 秋田県秋田市下新城野字琵琶沼247番地1

長谷川 賢 一	持分	40分の1	宮城県多賀城市高崎三丁目17番7号セジュール夢蔵202号
中 川 匠	持分	40分の1	東京都八王子市大和田町五丁目30番21-503号
中 田 貞 子	持分	40分の1	秋田県潟上市天王字追分66番地
中 川 茂 孝	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西82番地1
斉 藤 イ ネ	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字前谷地261番地
鎌 田 兼 久	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島新町二丁目16番19号
長谷川 誠 治	持分	40分の1	秋田県潟上市天王字北野223番地22
宇佐美 豹一郎	持分	40分の1	神奈川県横浜市泉区和泉町4504番地の1
中 川 清 春	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西82番地2
中 泉 好 子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西14番地1
中 川 富貴子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西1番地2
柏 谷 政 治	持分	40分の1	北海道恵庭市相生町214番地1
中 川 亘	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島新町二丁目3番17号
柏 谷 勝 雄	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城笠岡字川向28番地特別養護老人ホーム金寿園
長谷川 幸太郎	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西53番地
関 口 智	持分	40分の1	秋田県秋田市牛島字東潟敷518番地
中 川 誠	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地88
中 川 シ ス	持分	40分の1	秋田県秋田市上新城道川字深川113番地2
千 葉 スゲ子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西241番地189
三 井 晴 雄	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西92番地16
藤 原 正 三	持分	40分の1	秋田県秋田市金足追分字海老穴127番地
渡 邊 隆	持分	40分の1	東京都大田区北糀谷1丁目1番16-305号
鎌 田 芳 春	持分	40分の1	岐阜県岐阜市加納本町7丁目36番地
中 田 キヨエ	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島長野本町2番1号
中 川 忠 義	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼263番地5
柏 谷 吉 廣	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼292番地内
柏 谷 作三郎	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西52番地
中 川 克 巳	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西86番地1
竹 澤 罔 光	持分	80分の1	秋田県潟上市天王字追分西5番地6
近 藤 キンコ	持分	80分の1	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2077番地1
中 泉 金 一	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西80番地
中 川 聡	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西89番地76
中 川 繁 夫	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字前谷地258番地
中 川 得 夫	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西46番地
渋 谷 豊 悦	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西13番地

イ共有持分560分の44の土地所有者は①～④のとおりである。

①持分560分の2の土地の所有権の登記名義人中泉鶴雄の相続人

中泉 作右衛門 持分 560分の1 秋田県潟上市天王字長沼14番地

中 泉 衛 持分 560分の1 秋田県潟上市天王字長沼31番地

②持分560分の14の土地の所有権の登記名義人鎌田宇兵衛の相続人

鎌 田 光 博 持分 1,600分の1 秋田県秋田市土崎港中央三丁目11番22号

柳 原 ケイ子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市茨島四丁目4番14号

船 木 博 子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市濁川字蟹子沢86番地2

長 野 姫 子 持分 1,600分の1 北海道札幌市豊平区美園5条二丁目1番20-1103号

栗 田 由 貴 持分 400分の1 福島県いわき市鹿島町米田字塙22番地の58

鎌 田 美 智 持分 800分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号

鎌 田 博 臣 持分 2,400分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号

鎌 田 敏 彦 持分 2,400分の1 (住民登録の住所) 秋田県秋田市川尻上野町5番8号

(居所) 秋田県秋田市広面字大巻1番地1コーポミサワ6号

鎌 田 守 持分 2,400分の1 神奈川県平塚市公所313番地の20

鎌 田 正 光 持分 400分の1 秋田県秋田市土崎港東二丁目17番10号

加賀谷 武 美 持分 600分の1 東京都葛飾区東新小岩六丁目5番19号サカイハイツ103

加賀谷 次 男 持分 600分の1 秋田県秋田市将軍野南五丁目11番11号

加賀谷 昇 持分 600分の1 千葉県山武郡大網白里町みずほ台三丁目18番地2

佐々木 定 夫 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町2番16号  
 網 本 美津子 持分 1,000分の1 北海道函館市松川町21番15号  
 伊 瀬 俊 子 持分 3,000分の1 長崎県長崎市鍛冶屋町7番50号  
 高 淳 子 持分 3,000分の1 埼玉県越谷市赤山町三丁目280番地10  
 伊 瀬 文 彦 持分 3,000分の1 北海道札幌市中央区南12条西23丁目1番1-405号  
 中 村 マ キ 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町11番14号  
 佐々木 敏 持分 1,000分の1 (住民登録の住所) 神奈川県川崎市川崎区大島三丁目9番7号ファミリーユ中村101

(居所) 神奈川県横浜市緑区新治町550ホレストピアC-201西畑道様方

(亡) 鎌田ハル子の相続財産

持分 200分の1 相続人不存在により土地所有者不明。最後に住民登録された住所は、秋田県秋田市寺内後城6番41号

③持分560分の14の土地の所有権の登記名義人鎌田兼吉の相続人

鎌 田 光 博 持分 1,600分の1 秋田県秋田市土崎港中央三丁目11番22号  
 柳 原 ケイ子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市茨島四丁目4番14号  
 船 木 博 子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市濁川字蟹子沢86番地2  
 長 野 姫 子 持分 1,600分の1 北海道札幌市豊平区美園5条二丁目1番20-1103号  
 栗 田 由 貴 持分 400分の1 福島県いわき市鹿島町米田字塙22番地の58  
 鎌 田 美 智 持分 800分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号  
 鎌 田 博 臣 持分 2,400分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号  
 鎌 田 敏 彦 持分 2,400分の1 (住民登録の住所) 秋田県秋田市川尻上野町5番8号  
 (居所) 秋田県秋田市広面字大巻1番地1コーポミサワ6号

鎌 田 守 持分 2,400分の1 神奈川県平塚市公所313番地の20  
 鎌 田 正 光 持分 400分の1 秋田県秋田市土崎港東二丁目17番10号  
 加賀谷 武 美 持分 600分の1 東京都葛飾区東新小岩六丁目5番19号サカイハイツ103  
 加賀谷 次 男 持分 600分の1 秋田県秋田市將軍野南五丁目11番11号  
 加賀谷 昇 持分 600分の1 千葉県山武郡大網白里町みずほ台三丁目18番地2  
 佐々木 定 夫 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町2番16号  
 網 本 美津子 持分 1,000分の1 北海道函館市松川町21番15号  
 伊 瀬 俊 子 持分 3,000分の1 長崎県長崎市鍛冶屋町7番50号  
 高 淳 子 持分 3,000分の1 埼玉県越谷市赤山町三丁目280番地10  
 伊 瀬 文 彦 持分 3,000分の1 北海道札幌市中央区南12条西23丁目1番1-405号  
 中 村 マ キ 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町11番14号  
 佐々木 敏 持分 1,000分の1 (住民登録の住所) 神奈川県川崎市川崎区大島三丁目9番7号ファミリーユ中村101

(居所) 神奈川県横浜市緑区新治町550ホレストピアC-201西畑道様方

(亡) 鎌田ハル子の相続財産

持分 200分の1 相続人不存在により土地所有者不明。最後に住民登録された住所は、秋田県秋田市寺内後城6番41号

④持分560分の14の土地の所有権の登記名義人柏谷由藏の相続人

田 村 和 子 持分 1,920分の1 東京都多摩市和田722番地の5  
 松 村 ゆかり 持分 3,840分の1 東京都多摩市和田722番地の5  
 渡 邊 広 信 持分 7,680分の1 (本籍) 東京都府中市日新町三丁目9番地15  
 (居所) 山形県山形市あけぼの二丁目1-1  
 渡 邊 剣 太 持分15,360分の1 千葉県千葉市若葉区原町94番地フェニックスC203号  
 渡 邊 歩 惟 持分15,360分の1 (住民登録の住所) 東京都中野区本町五丁目5番1号モジュール中野新橋ウエスト201  
 (居所) 東京都新宿区百人町1-15-2ビルーム新宿409号室  
 田 村 カ ノ 持分 1,920分の1 千葉県千葉市稲毛区小深町101番地の16  
 田 村 いづみ 持分 5,760分の1 千葉県千葉市稲毛区小深町101番地の16  
 伊 師 順 子 持分 5,760分の1 千葉県佐倉市井野1583番地1ネオハイツ勝田台212号  
 田 村 忠 義 持分 5,760分の1 千葉県船橋市三咲二丁目10番5-205号  
 田 村 美音子 持分 1,920分の1 東京都八王子市上野町10番地1  
 田 村 和 彦 持分 1,920分の1 東京都八王子市上野町10番地1

田 村 富士夫	持分	960分の1	栃木県下野市薬師寺3322番地54
佐 竹 百合子	持分	960分の1	東京都あきる野市小川東三丁目4番地4
松 本 政 晴	持分	960分の1	神奈川県秦野市東田原200番地の147
柏 谷 京 子	持分	1,440分の4	秋田県秋田市下新城中野字街道端西74番地2
柏 谷 金 雄	持分	1,440分の5	秋田県秋田市下新城中野字街道端西74番地2
佐々木 カヨ子	持分	480分の1	秋田県秋田市將軍野向山10番21号
柏 谷 廣 孝	持分	480分の1	秋田県潟上市天王字追分西6番地
柏 谷 悟 志	持分	480分の1	秋田県秋田市南通築地4番9号アーケシテイ築地第1507号
石 川 タ マ	持分	160分の1	秋田県秋田市下新城岩城字右馬之丞211番地2

(2) 土地所有者は次のとおりである。

ア 共有持分560分の516の土地の所有権の登記名義人

中 泉 肇	持分	280分の1	宮城県仙台市泉区桂二丁目10番地の5
森 智 美	持分	280分の1	神奈川県藤沢市石川一丁目12番地の9
中 泉 尚 美	持分	280分の1	宮城県仙台市泉区桂二丁目10番地の5
中泉 作右衛門	持分	280分の1	秋田県潟上市天王字長沼14番地
中 泉 衛	持分	280分の1	秋田県潟上市天王字長沼31番地
中 島 雅 子	持分	280分の1	秋田県秋田市下新城中野字屋越123番地
中 泉 和 子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字前谷地259番地
中 川 昇	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼247番地1
長谷川 賢 一	持分	40分の1	宮城県多賀城市高崎三丁目17番7号セジュール夢蔵202号
中 川 匠	持分	40分の1	東京都八王子市大和田町五丁目30番21-503号
中 田 貞 子	持分	40分の1	秋田県潟上市天王字追分66番地
中 川 茂 孝	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西82番地1
斉 藤 イ ネ	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字前谷地261番地
鎌 田 兼 久	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島新町二丁目16番19号
長谷川 誠 治	持分	40分の1	秋田県潟上市天王字北野223番地22
宇佐美 豹一郎	持分	40分の1	神奈川県横浜市泉区和泉町4504番地の1
中 川 清 春	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西82番地2
中 泉 好 子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西14番地1
中 川 富貴子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西1番地2
柏 谷 政 治	持分	40分の1	北海道恵庭市相生町214番地1
中 川 亘	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島新町二丁目3番17号
柏 谷 勝 雄	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城笠岡字川向28番地特別養護老人ホーム金寿園
長谷川 幸太郎	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西53番地
関 口 智	持分	40分の1	秋田県秋田市牛島字東潟敷518番地
中 川 誠	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地88
中 川 シ ス	持分	40分の1	秋田県秋田市上新城道川字深川113番地2
千 葉 スゲ子	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西241番地189
三 井 晴 雄	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西92番地16
藤 原 正 三	持分	40分の1	秋田県秋田市金足追分字海老穴127番地
渡 邊 隆	持分	40分の1	東京都大田区北糶谷1丁目1番16-305号
鎌 田 芳 春	持分	40分の1	岐阜県岐阜市加納本町7丁目36番地
中 田 キヨエ	持分	40分の1	秋田県秋田市飯島長野本町2番1号
中 川 忠 義	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼263番地5
柏 谷 吉 廣	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼292番地内
柏 谷 作三郎	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西52番地
中 川 克 巳	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西86番地1
竹 澤 罔 光	持分	80分の1	秋田県潟上市天王字追分西5番地6
近 藤 キンコ	持分	80分の1	埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2077番地1
中 泉 金 一	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西80番地
中 川 聡	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西89番地76
中 川 繁 夫	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字前谷地258番地
中 川 得 夫	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西46番地
渋 谷 豊 悦	持分	40分の1	秋田県秋田市下新城中野字街道端西13番地



イ 共有持分560分の44の土地所有者は①～④のとおりである。

①持分560分の2の土地の所有権の登記名義人中泉鶴雄の承継人

鎌田 鉄太郎 持分 560分の2 秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼266番地

②持分560分の14の土地の所有権の登記名義人鎌田宇兵衛の相続人

鎌田 光 博 持分 1,600分の1 秋田県秋田市土崎港中央三丁目11番22号

柳原 ケイ子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市茨島四丁目4番14号

船木 博 子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市濁川字蟹子沢86番地2

長野 姫 子 持分 1,600分の1 北海道札幌市豊平区美園5条二丁目1番20-1103号

栗田 由 貴 持分 400分の1 福島県いわき市鹿島町米田字塙22番地の58

鎌田 美 智 持分 800分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号

鎌田 博 臣 持分 2,400分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号

鎌田 敏 彦 持分 2,400分の1 (住民登録の住所) 秋田県秋田市川尻上野町5番8号  
(居所) 秋田県秋田市広面字大巻1番地1コーポミサワ6号

鎌田 守 持分 2,400分の1 神奈川県平塚市公所313番地の20

鎌田 正 光 持分 400分の1 秋田県秋田市土崎港東二丁目17番10号

加賀谷 武 美 持分 600分の1 東京都葛飾区東新小岩六丁目5番19号サカイハイツ103

加賀谷 次 男 持分 600分の1 秋田県秋田市將軍野南五丁目11番11号

加賀谷 昇 持分 600分の1 千葉県山武郡大網白里町みずほ台三丁目18番地2

佐々木 定 夫 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町2番16号

網本 美津子 持分 1,000分の1 北海道函館市松川町21番15号

伊瀬 俊 子 持分 3,000分の1 長崎県長崎市鍛冶屋町7番50号

高 淳 子 持分 3,000分の1 埼玉県越谷市赤山町三丁目280番地10

伊瀬 文 彦 持分 3,000分の1 北海道札幌市中央区南12条西23丁目1番1-405号

中村 マキ 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町11番14号

佐々木 敏 持分 1,000分の1 (住民登録の住所) 神奈川県川崎市川崎区大島三丁目9番7号ファミリーユ中村101

(居所) 神奈川県横浜市緑区新治町550ホレストピアC-201西畑道様方

(亡) 鎌田ハル子の相続財産

持分 200分の1 相続人不存在により土地所有者不明。最後に住民登録された住所は、秋田県秋田市寺内後城6番41号

③持分560分の14の土地の所有権の登記名義人鎌田兼吉の相続人

鎌田 光 博 持分 1,600分の1 秋田県秋田市土崎港中央三丁目11番22号

柳原 ケイ子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市茨島四丁目4番14号

船木 博 子 持分 1,600分の1 秋田県秋田市濁川字蟹子沢86番地2

長野 姫 子 持分 1,600分の1 北海道札幌市豊平区美園5条二丁目1番20-1103号

栗田 由 貴 持分 400分の1 福島県いわき市鹿島町米田字塙22番地の58

鎌田 美 智 持分 800分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号

鎌田 博 臣 持分 2,400分の1 秋田県秋田市土崎港南一丁目7番18号

鎌田 敏 彦 持分 2,400分の1 (住民登録の住所) 秋田県秋田市川尻上野町5番8号  
(居所) 秋田県秋田市広面字大巻1番地1コーポミサワ6号

鎌田 守 持分 2,400分の1 神奈川県平塚市公所313番地の20

鎌田 正 光 持分 400分の1 秋田県秋田市土崎港東二丁目17番10号

加賀谷 武 美 持分 600分の1 東京都葛飾区東新小岩六丁目5番19号サカイハイツ103

加賀谷 次 男 持分 600分の1 秋田県秋田市將軍野南五丁目11番11号

加賀谷 昇 持分 600分の1 千葉県山武郡大網白里町みずほ台三丁目18番地2

佐々木 定 夫 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町2番16号

網本 美津子 持分 1,000分の1 北海道函館市松川町21番15号

伊瀬 俊 子 持分 3,000分の1 長崎県長崎市鍛冶屋町7番50号

高 淳 子 持分 3,000分の1 埼玉県越谷市赤山町三丁目280番地10

伊瀬 文 彦 持分 3,000分の1 北海道札幌市中央区南12条西23丁目1番1-405号

中村 マキ 持分 1,000分の1 北海道函館市宇賀浦町11番14号

佐々木 敏 持分 1,000分の1 (住民登録の住所) 神奈川県川崎市川崎区大島三丁目9番7号ファミリーユ中村101

(居所) 神奈川県横浜市緑区新治町550ホレストピアC-201西畑道様方

## (亡) 鎌田ハル子の相続財産

持分 200分の1 相続人不存在により土地所有者不明。最後に住民登録された住所は、秋田県秋田市寺内後城6番41号

## ④持分560分の14の土地の所有権の登記名義人柏谷由藏の相続人

- 田 村 和 子 持分 1,920分の1 東京都多摩市和田722番地の5  
 松 村 ゆかり 持分 3,840分の1 東京都多摩市和田722番地の5  
 渡 邊 広 信 持分 7,680分の1 (本籍) 東京都府中市日新町三丁目9番地15  
 (居所) 山形県山形市あけぼの二丁目1-1  
 渡 邊 剣 太 持分15,360分の1 千葉県千葉市若葉区原町94番地フェニックスC203号  
 渡 邊 歩 惟 持分15,360分の1 (住民登録の住所) 東京都中野区本町五丁目5番1号モジュール中野新橋ウエスト201  
 (居所) 東京都新宿区百人町1-15-2 ビールーム新宿409号室  
 田 村 カ ノ 持分 1,920分の1 千葉県千葉市稲毛区小深町101番地の16  
 田 村 いづみ 持分 5,760分の1 千葉県千葉市稲毛区小深町101番地の16  
 伊 師 順 子 持分 5,760分の1 千葉県佐倉市井野1583番地1 ネオハイツ勝田台212号  
 田 村 忠 義 持分 5,760分の1 千葉県船橋市三咲二丁目10番5-205号  
 田 村 美音子 持分 1,920分の1 東京都八王子市上野町10番地1  
 田 村 和 彦 持分 1,920分の1 東京都八王子市上野町10番地1  
 田 村 富士夫 持分 960分の1 栃木県下野市薬師寺3322番地54  
 佐 竹 百合子 持分 960分の1 東京都あきる野市小川東三丁目4番地4  
 松 本 政 晴 持分 960分の1 神奈川県秦野市東田原200番地の147  
 柏 谷 京 子 持分 1,440分の4 秋田県秋田市下新城中野字街道端西74番地2  
 柏 谷 金 雄 持分 1,440分の5 秋田県秋田市下新城中野字街道端西74番地2  
 佐々木 カヨ子 持分 480分の1 秋田県秋田市將軍野向山10番21号  
 柏 谷 廣 孝 持分 480分の1 秋田県潟上市天王字追分西6番地  
 柏 谷 悟 志 持分 480分の1 秋田県秋田市南通築地4番9号アーケシティ築地第1507号  
 石 川 タ マ 持分 160分の1 秋田県秋田市下新城岩城字右馬之丞211番地2

## (3) 土地所有者は次のとおりである。

鎌 田 鉄太郎 持分 秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼266番地

## 5 土地の関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

- (氏 名) 秋田県公安委員長 伊藤 辰朗  
 (住 所) 秋田県秋田市山王四丁目1番5号  
 (権利の種類) 使用貸借権  
 (氏 名) 東日本電信電話株式会社秋田支店長 小野寺 仁  
 (住 所) 秋田県秋田市中通二丁目1番11号  
 (権利の種類) 使用貸借権  
 (氏 名) 東北電力株式会社秋田営業所所長 平澤 宏治  
 (住 所) 秋田県秋田市中通四丁目4番4号  
 (権利の種類) 使用貸借権

## 6 裁決手続の開始を決定した日

平成24年6月22日

## 秋田県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

- 1 起業者の名称  
 秋田県 代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 2 事業の種類  
 県道秋田天王線改築工事(秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内)及びこれに伴う一般国道7号交差点工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	収用しようとする土地

		公 簿	現 況	登記簿上	実 測	の面積(m <sup>2</sup> )
秋田県秋田市下新城野字琵琶沼	323番1	墓 地	墓 地	643	643.08	23.01

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の登載は省略し、その図面は秋田県建設部建設政策課に備え置いて縦覧に供する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、全部事項証明書の表題部所有者欄の名義人 中田 才治 外21名

住所不明

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

中野琵琶沼共有地墓地管理自治会 代表者 中川 修

秋田県秋田市下新城野字街道端西47番地

墓地使用权

6 裁決手続の開始を決定した日

平成24年6月22日

### 秋田県収用委員会告示第5号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成24年5月11日に申請のあった県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

1 審理開始の期日 平成24年9月21日 午後3時30分

2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎 6階 総庁大会議室

### 秋田県収用委員会告示第6号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成24年5月11日に申請のあった県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

1 審理開始の期日 平成24年8月23日 午後3時30分

2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階 総庁大会議室

### 秋田県収用委員会告示第7号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成24年5月11日に申請のあった県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

1 審理開始の期日 平成24年8月23日 午後2時30分

2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階 総庁大会議室

### 秋田県収用委員会告示第8号

秋田県収用委員会は、起業者秋田県から平成24年5月11日に申請のあった県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件の審理を次のとおり開始するので、秋田県収用委員会運営規則（昭和51年秋田県収用委員会告示第1号）第6条の規定に基づき、公告する。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

1 審理開始の期日 平成24年9月21日 午後2時30分

2 審理開始の場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎 6階 総庁大会議室

## 収用委員会の公示による通知

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設部建設政策課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年7月27日をもってその通知があったものとみなされる。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 事件名

県道秋田天王線改築工事(秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内)及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件

## 2 通知書の名称

平成24年6月27日付け秋収委—49 「審理の開始について(通知)」

## 3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城野字琵琶沼322番1の土地の所有者

(亡)鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号 の相続人

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設部建設政策課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年7月27日をもってその通知があったものとみなされる。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 事件名

県道秋田天王線改築工事(秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内)及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件

## 2 通知書の名称

平成24年6月27日付け秋収委—48 「審理の開始について(通知)」

## 3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城野字琵琶沼322番2の土地の所有者

(亡)鎌田ハル子 最後に住民登録された住所 秋田県秋田市寺内後城6番41号 の相続人

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当収用委員会事務局(秋田県建設部建設政策課)に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年7月27日をもってその通知があったものとみなされる。

平成24年7月6日

秋田県収用委員会会長 平 川 信 夫

## 1 事件名

県道秋田天王線改築工事(秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内)及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件

## 2 通知書の名称

平成24年6月27日付け秋収委—46 「審理の開始について(通知)」

## 3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城野字琵琶沼323番1の土地の所有者

## そ の 他

## 秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成23年度決算の要旨を公告する。

平成24年7月6日

秋田県市町村職員共済組合  
理事長 松 田 知 己

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
	負担金	4,686,321	14,626,757		155,356	142,047				
	掛金	4,838,067	7,304,304			137,303				
	施設収入・商品売上									
	連合会交付金				62,705	5,901			47,895	
	利息及び配当金	188		208,476	215	421	7	395,170		4
	その他の収入	379,207			12	43		24,566	254,777	174
	他経理から繰入				28,710					
	前年度支払準備金	779,890								
	計	10,683,673	21,931,061	208,476	246,998	285,715	7	419,736	302,672	178
	給付	4,875,000								
	役職員給与				94,047	19,725		5,612	23,056	5,720
	旅費・事務費				15,027	3,345	8	957	378	
	商品仕入									
	飲食材料費									
	委託費・委託管理費				3,430		437			
	支払利息			208,476				254,052	208,371	
	事務費負担金払込金				68,151					
	連合会払込金	123,744							9,874	
	前期高齢者納付金	1,663,625								
	後期高齢者支援金	1,544,610								
	介護納付金	718,439								
	老人保健拠出金	80								
	退職者給付拠出金	368,561								
	他経理へ繰入	28,710								
	その他の支出	385,410	21,931,061		37,852	245,724	15,138	1,217	52,721	1,082
	次年度支払準備金	768,181								
	次年度繰越長期給付積立金									
	計	10,476,360	21,931,061	208,476	218,507	268,794	15,583	261,838	294,400	6,802
	差引当期利益金又は当期欠損金(△)	207,313	0	0	28,491	16,921	△ 15,576	157,898	8,272	△ 6,624

## 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	930,447	770	290,666	485,882	849,213	24,846	2,070,894	270,776	16,716
	固定資産			7,958,040	918	4		19,986,422	8,858,826	
	繰延資産									
資 産 合 計		930,447	770	8,248,706	486,800	849,217	24,846	22,057,316	9,129,602	16,716
負 債	流動負債	53,260	770		557	2,983	86	20,707,776	68	
	固定負債	768,181		8,248,706	146,063	27,412		2,377	8,206,189	2,478
	負 債 合 計	821,441	770	8,248,706	146,620	30,395	86	20,710,153	8,206,257	2,478
純 資 産	資本剰余金					2,325				
	利益剰余金又は欠損金(△)	109,006			340,180	816,497	24,760	1,347,163	923,345	14,238
	純 資 産 合 計	109,006	0	0	340,180	818,822	24,760	1,347,163	923,345	14,238
負債・純資産合計		930,447	770	8,248,706	486,800	849,217	24,846	22,057,316	9,129,602	16,716

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)